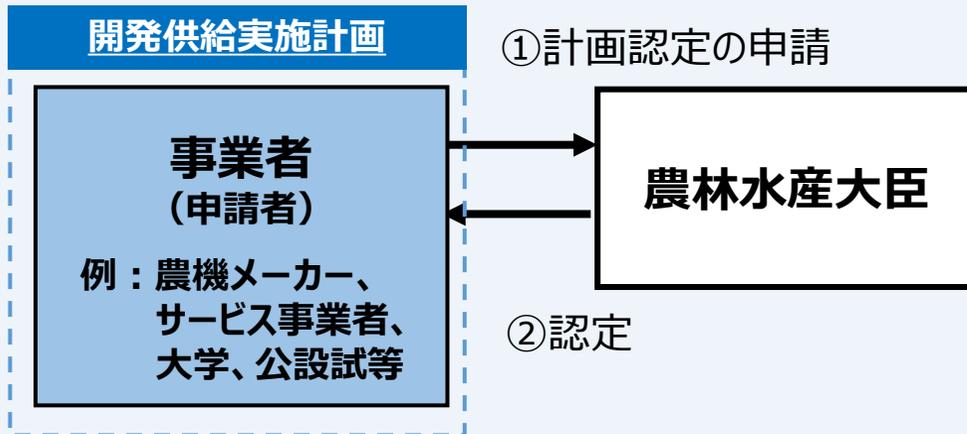


開発供給実施計画のスキーム

*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

● 開発供給実施計画のスキーム



認定の基準 <基本方針第2の3>

1. 基本方針に照らして適切なものであること
 - 基本方針第2の2(1)から(5)までの事項に適合
2. 円滑かつ確実に行われると見込まれること
 - 開発供給事業の内容及び実施のスケジュールが明確かつ合理的であること。
 - 開発供給事業に必要な資金の額が設定されており、かつ、その調達方法が適切であること。

【開発供給事業の内容】

- ・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等
※2の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

- ・開発供給事業を行おうとする者
(農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試験研究機関等)

【計画の目標】

次の①開発及び②供給に関する目標として設定

- ① 開発を行うスマート農業技術等に係る農作業等の慣行的な方法や現行の技術水準等を踏まえ、農作業に係る労働時間の削減等、農業の生産性の向上に関する目標を数値で設定すること。
- ② スマート農業技術等を活用した農業資材又はスマート農業技術活用サービスに係る農業者等に対する販売又は提供の数量等当該スマート農業技術等の普及に関する目標を数値で設定すること。

【実施期間】

- ・原則5年以内。※ただし、新品種の育成等事業の実施に相当な期間を要すると認められる場合には10年以内で設定可能。

【実施体制】

- ・複数の事業者が共同して申請可能。その際、それらの取組が開発供給事業として一体性を有すること。
- ・農業者の需要に的確に対応してスマート農業技術等の開発及びその成果の普及に継続的かつ効果的に取り組めるよう、本邦に当該開発供給事業に係る事業の拠点¹を有していること。

【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業機械等の導入又はスマート農業技術活用サービスの利用に関する費用や効果等の情報提供を適切に行うこと。

【定義】 法第2条第5項において、開発供給事業の対象技術（スマート農業技術等）は、農業において特に必要性が高いと認められる、スマート農業技術その他の**生産方式革新事業活動に資する先端的な技術**と規定。

開発供給事業の対象となる「スマート農業技術等」（＝生産方式革新事業活動に資する先端的な技術）には、農業において特に必要性が高いと認められる、

- ①スマート農業技術のほか、
- ②生産方式革新事業活動のために用いられる農業機械等、種苗、肥料、農薬その他の農業資材に関する技術が含まれる。

<②の例（「スマート農業技術等」の等に含まれるものの例）>

・スマート農業技術の農作業の効率化等の効果を向上させる品種



ロボットアーム等機械のアクセスが容易となる形質



茎が長く、機械収穫時の歩留まりを改善する形質



果梗枝が長く、果実の認識が容易となる形質

・スマート農業技術の効果の発揮に不可欠な技術



自動収穫ロボットに適した栽培体系の確立
(+自動収穫ロボット)



開発供給事業の認定要件

*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性がります。

- スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、スマート農業技術等の新規開発や実用化に向けた改良が進むよう、**開発に関して、開発供給事業の促進の目標の達成に資すること等の要件を規定。**
- 生産性向上に資する技術が、適切かつ広く農業者に行き渡るように、**供給に関して広域性や継続性等についての要件を規定。**

・開発供給事業の内容 <基本方針第2の2(1)>

開発供給事業とは、次の①から③までを満たす事業（複数の事業者で分担し、共同で申請することが可能）

①スマート農業技術等の開発

スマート農業技術等を開発するものとして、次のイからハまでの要件を満たすものであること。

- イ 基本方針に掲げる**開発供給事業の促進の目標**の達成に資すること。
- ロ **スマート農業技術等に該当する技術**を対象とすること。
-「生産方式革新事業活動のために用いられる**農業機械等、種苗、肥料、農薬その他の農業資材**が含まれる。
- ハ **現行のスマート農業技術等の発達や普及の状況、複数の品目又は農作業への応用の可能性等**に照らして、**スマート農業技術等の開発及びその成果の普及が生産方式革新事業活動の促進に資するものであること。**



②スマート農業技術等の供給

①で開発されたスマート農業技術等を活用した**農業機械等、種苗その他の農業資材の生産及び販売、又はスマート農業技術活用サービスの提供**を行うものとして、次のイからホまでの要件を満たすものであること。

- イ 対象とする農作業等の慣行的な方法等に比して**品質又は費用の面で優位性を有するものであること。**
- ロ 内容や事業の実施体制等に照らして、可能な限り、**広く供給を図るものであること。**
- ハ **当該スマート農業技術に適合した生産の方式の内容を明確にし、その供給に当たって一体的に普及するよう努めること**
- ニ **農業者等が継続して当該農業資材を適切に使用するために必要な措置（アフターサービス）を実施するものであること。**
- ホ **事業が継続して行われるものであること。**

- ③（合併等の措置を含む場合）合併等の措置が、労務若しくは設備の管理又は資金調達の円滑化等に資するものであり、かつ事業分野に属する事業を営む他の事業者との適正な競争を阻害することとなるものではないこと。

開発供給事業の促進の目標（重点開発目標）

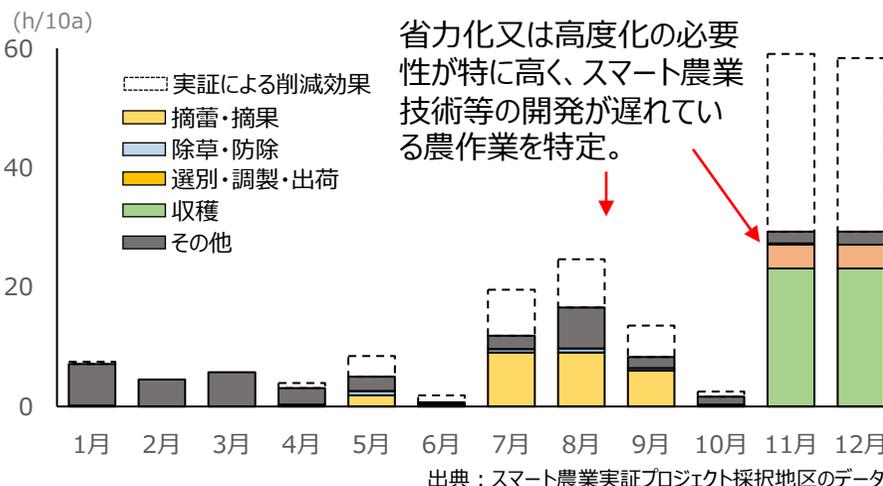
*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

- 農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等について、基本方針第2の1(2)において、開発供給事業の促進の目標として明示し、開発のリソースを必要な分野に重点的に投入。
- 具体的には、①営農類型ごとに、②省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、③スマート農業技術等を実用化することにより、④生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を令和12年度までに構築することを目標とする。

【基本方針における開発供給事業の促進の目標の記載内容（果樹・茶作の例）】

農作業の区分		スマート農業技術等	生産性の向上に関する目標
営農類型等	農作業の種類		
果樹・茶作 (かんきつ、りんご、かき、ぶどう、くり、うめ、日本なし、もも、おうとう、茶等)	栽培管理	・自動収穫機の汎用化等を通じた受粉、摘果、摘粒、摘葉、ジベレリン処理、剪定、剪枝、整枝、被覆等の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	除草及び防除	・急傾斜地等の不整形な園地における自律走行除草機等の除草作業の省力化に係る技術 ・ドローンや自律走行型の農薬散布機等の防除作業の省力化に係る技術	労働時間80%削減
	収穫及び運搬	・自動収穫機や台車ロボット等による収穫又は運搬作業の省力化に係る技術	労働時間60%削減
	選別、調製及び出荷	・自動選果機等の選別、調整又は出荷作業の省力化に係る技術 ・庫内の環境の精密制御等による貯蔵・品質保持の高度化に係る技術	労働時間60%削減又は付加価値額20%向上

【果樹作の月別慣行作業時間】



スマート農業実証プロジェクトの効果実績をもとに「生産性の向上に関する目標」を設定。その達成に向け、スマート農業技術等を実用化することにより、スマート農業技術とその効果を十分に発揮させる新たな生産方式による技術体系を構築する。



自動収穫ロボットの実用化



自動収穫ロボットに合わせた樹形の変更



果樹・茶作の収穫及び運搬作業の労働時間60%削減

基本方針（案）の概要

第一 生産方式革新事業活動の促進に関する事項

＜生産方式革新事業活動の促進の意義及び目標＞

スマート農業技術の活用を十分に発揮させ、農業所得の向上等を通じた農業の持続的な発展につなげていく重要性等を踏まえ、生産方式革新事業活動を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上させることとする。

＜生産方式革新事業活動の実施に関する基本的な事項＞

【生産方式革新事業活動の主な内容】

- ・その行う農業のおおむね過半で実施すること等により費用対効果を確保できる規模で取り組むこと。（2以上の農業者等で行うことが望ましい。）

【生産方式革新事業活動の促進に資する措置の主な内容】

- ・農業者との継続的な取引の下で、スマート農業技術活用サービスの提供又は農産物又は食品の製造、加工、流通又は販売の方式の導入に取り組むものであること。

【生産方式革新事業活動の目標】

- ・農業の労働生産性の5%以上向上させる目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農業所得が実施前と比較して維持され、かつ正となるよう取り組むこと。（実施期間の終了の後、生産方式革新事業活動の効果を踏まえ、その行う農業の概ね全部で取り組むことが望ましい。）
- ・農作業の安全性の確保、データ等の知的財産の保護、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・関係地方公共団体等との連携を図ること等により、各種施策と調和して行われるものとする。こと。（例：地域計画との調和等）

第三 生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要であるため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

第二 開発供給事業の促進に関する事項

＜開発供給事業の促進の意義及び目標＞

農業において特に必要性が高いと認められる技術の開発及び供給を迅速に行う重要性等を踏まえ、スマート農業技術等を対象とした開発供給事業を促進する。その際、農業の担い手に加え、中小・家族経営、中山間地域、高齢の農業者等幅広い農業者がスマート農業技術を活用できるよう配慮するものとする。

各営農類型等ごとに、省力化又は高度化の必要性が特に高く、かつ、スマート農業技術等の実用化が不十分な農作業について、令和12年度までにスマート農業技術等を実用化することにより、生産性の向上に関する目標を達成する技術体系を構築する。

＜開発供給事業の実施に関する基本的な事項＞

【開発供給事業の主な内容】

- ・国が示す開発供給事業の促進の目標の達成に資するものであること。
- ・農作業の慣行的方法と比べて品質又は費用の面で、優位性を有すること。
- ・農業者が継続してスマート農業技術等を適切に使用できるよう必要な措置を実施するものであること。

【開発供給事業の目標】

- ・開発を行うスマート農業技術等による機能又は効果と当該技術の普及に関する目標を設定すること。

【その他の事項】

- ・農作業の安全性の確保、新品種やデータ等の知的財産の保護の徹底、環境への負荷の低減等に留意すること。
- ・スマート農業技術等の導入等の費用や効果等の情報提供を行うこと。

第四 生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項

国は、関係者と一体となって、次の事項に留意しつつ、スマート農業技術の活用の促進に関する施策を総合的に推進する。

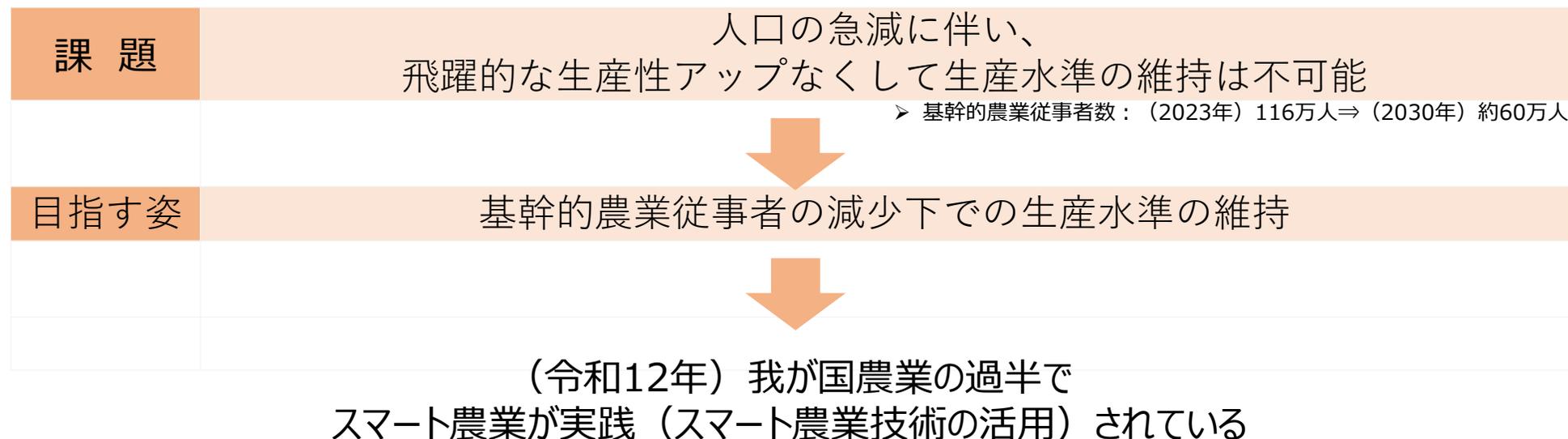
- ・ 関係府省庁連絡会議を通じたスマート農業技術の活用の促進に関する取組の推進
- ・ スマート農業技術に適合した農業生産の基盤及び情報通信環境の整備
- ・ スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保
- ・ スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用等
- ・ 地方公共団体等との連携及び協力
- ・ 関係する予算事業上の措置
- ・ 研究機構を中心とした産学官連携の強化
- ・ 関連施策との連携強化

※その他、先進的であると認められる生産方式革新実施計画の認定基準等（税制特例の要件）を規定

生産方式革新事業活動の促進の目標

*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

- 農業者の急速な減少等に対応して、生産性の向上により生産水準の維持を図っていく必要がある現況において、
 - ・ **生産性の向上に直接的につながるスマート農業技術の普及の度合いを評価**できる指標かつ、
 - ・ 幅広い生産者がスマート農業技術を活用し生産性向上に取り組む必要がある中、**農業全体を対象にした指標**が必要であることから、**経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を指標として規定**。



- ・生産方式革新事業活動の促進の目標 <基本方針第1の1(2)>
 - 経営耕地面積を基本に算出するスマート農業技術の活用割合を令和12年度までに50%以上に向上

スマート農業技術活用促進協議会（仮称）の設立

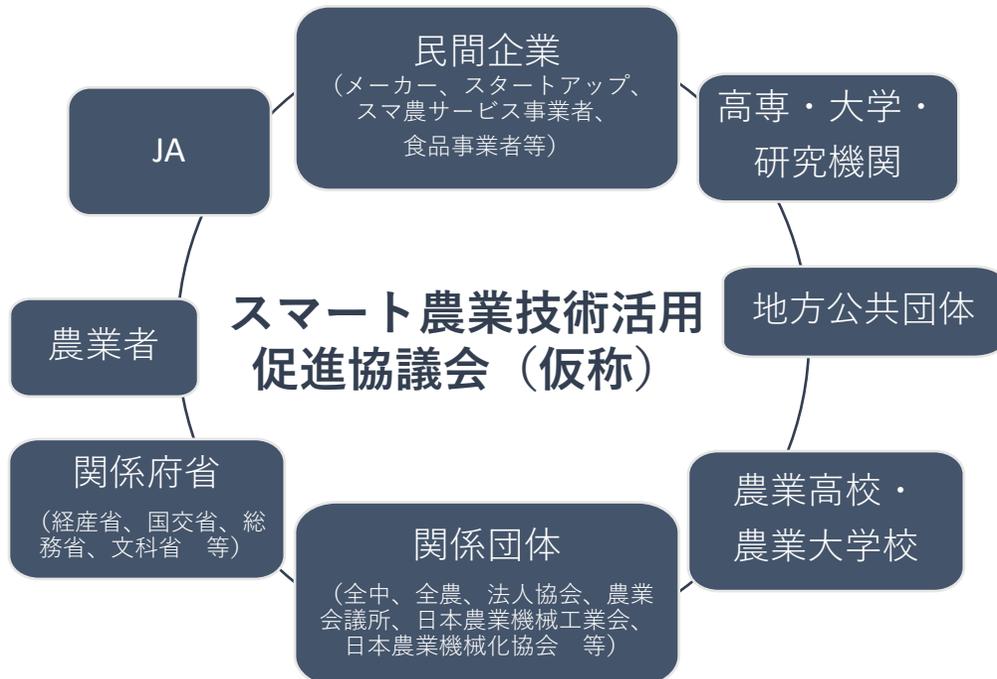
*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

- スマート農業技術の活用の促進に当たっては、スマート農業技術に適した生産方式への転換と開発速度の引き上げを図る必要がある一方、関係者間の連携不足、各事業者や農業者等による情報の収集等が課題。
- そのため、研究開発から現場実装までの様々な関係者グループの組成を進める枠組みであるスマート農業技術活用促進協議会（仮称）を設置し、関係者のマッチング支援、情報の収集・発信・共有等を通じ、両事業の好循環、多様なプレイヤーの参画や協議会を中心としたコミュニティ形成を促進することを検討。

・生産方式革新事業活動と開発供給事業の連携に関する事項〈基本方針第3〉

スマート農業技術等の開発及び普及の好循環を形成することが重要なため、国は、研究機構、農業者等、スマート農業技術活用サービス事業者又は食品等事業者、開発供給事業者、地方公共団体、農業関係団体、大学、学識経験者その他の関係者から構成される協議会の設置その他必要な措置を講ずる。

スマート農業技術活用促進協議会（仮称）のイメージ



〈両事業の好循環〉



・関係者のマッチング支援
・情報の収集・発信・共有等の実施により両事業の好循環を実現。

〈多様なプレイヤーの参画〉



〈協議会を核としたコミュニティ形成〉



スマート農業技術の活用の促進のための国の措置

*基本方針(案)を基に作成。
施行までに、変更の可能性があります。

- 本法律の施行を契機に**関係府省庁連携の下**、スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に進めるために「**スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議**」を設置。
- 第一回会合を令和6年6月26日(水)に開催し、関係府省に対し、「スマート農業技術の展開に向けた**知的財産の保護**や国際標準化の推進についての方策」、「**スマート農業技術に係る教育・実習等を進める方策**」、「**産業機械やロボットの製造業やスタートアップ等のスマート農業技術の開発供給への参入の促進を含め、認定開発供給実施計画を後押しする方策**」等、スマート農業技術の活用の促進に向けた検討を依頼し、各府省から連携を進めていく旨の発言。

・生産方式革新事業活動及び開発供給事業の促進に関するその他重要事項<基本方針第4の1(1)>

- 関係府省庁等が連携して施策を推進する体制の構築

国は、法第20条第3項の規定の趣旨を踏まえ、関係府省庁申合せにより設けられた**関係府省庁連絡会議**を通じ、関係府省庁の連携の下、**スマート農業技術の活用の促進に関する取組を一体的に推進することとする**。また、同条第3項に規定する関係する独立行政法人との連携及び協力についても、関係府省庁連絡会議や第三に定める協議会の中で、具体的な方策を検討し、実施するものとする。

スマート農業技術の活用の促進に関する関係府省庁連絡会議 構成員

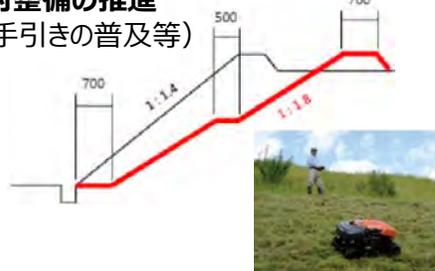
内閣官房	地理空間情報活用推進室 参事官 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局 審議官	農林水産省	輸出・国際局 知的財産課長 消費・安全局 植物防疫課長
内閣府	科学技術・イノベーション推進事務局 企画官 宇宙開発戦略推進事務局 参事官		農産局 技術普及課長 畜産局 総務課畜産総合推進室長、畜産振興課長
総務省	知的財産戦略推進事務局 参事官 情報流通行政局 地域通信振興課長		経営局 経営政策課長、就農・女性課長 農村振興局 整備部 設計課 計画調整室長
文部科学省	総合通信基盤局電気通信事業部 基盤整備促進課長 初等中等教育局 参事官(高等学校担当)		農林水産技術会議事務局 研究調整課長、 研究企画課長、 研究推進課長
経済産業省	高等教育局 専門教育課長 製造産業局 産業機械課長 産業技術環境局 成果普及・連携推進室長 (現：イノベーション・環境局 総務課 イノベーション推進政策企画室長)	(事務局長)	大臣官房政策課 技術政策室長(事務局) 農林水産技術会議事務局 研究総務官
国土交通省	航空局安全部 無人航空機安全課長		

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤の整備

- スマート農業技術の活用に適した農業農村整備の推進
(自動走行農機等に対応した農地整備の手引きの普及等)



ターン農道の整備



中山間地域等での緩傾斜化

スマート農業技術を活用するための高度情報通信ネットワークの整備

- RTK-GNSS基準局やLPWAの導入推進



RTK-GNSS基準局の導入 農村における情報通信環境整備のイメージ

スマート農業技術の活用に係る人材の育成及び確保

- 農業大学校・農業高校等でのスマート農業技術に関する教育や産学官の有識者等による伴走支援の実施

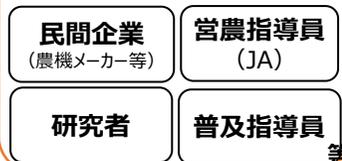


スマート農業技術の活用に関する教材の充実



現役農業者・教員向け研修会の開催

スマートサポートチーム



スマート農業技術を活用した農作業の安全性の確保

- スマート農業技術を用いた農作業の危険性の調査・分析、農業者やメーカー等への情報提供（農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドラインの普及等）



リスクアセスメントの実施



ロボット農機の安全使用の訓練の実施等

スマート農業技術等に関する知的財産の保護及び活用

- データ提供環境の整備、ガイドラインの普及・ルールづくり、相談体制の強化、教育・研修の実施、権利取得の推進、技術の標準化の検討・促進
(農業分野における営業秘密の保護ガイドライン、農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドラインの普及等)

(スマート農業技術等を活用して得られるデータの例)

- ・スマート農機等で取得した作業データ等
- ・センシング技術等で取得したほ場のデータ等
- ・病害虫の発生状況や登熟具合の画像データ等

知財マネジメントに関する相談



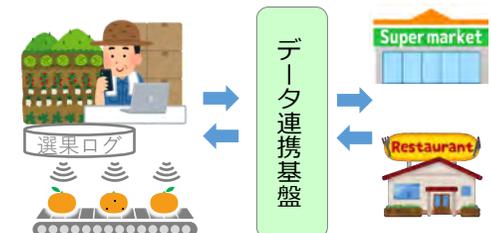
農業分野の技術・ノウハウ等を営業秘密として保護

その他の必要な措置

- スマート農業技術の進展に応じた制度的対応、農業データ連携基盤の活用促進



オープンAPIによる農機間のデータ連携



農業データの川上・川下間のデータ連携

スマート農業技術の活用の促進のための情報通信環境の整備

- スマート農業技術の活用に適した情報通信環境の整備のため、①総務省と連携し、過疎地や中山間地域等において、情報通信環境の整備を推進するほか、②農業農村整備の中で、農機の自動操舵・自動走行等に必要となる位置補正情報を生成するためのRTK-GNSS基準局の設置等を支援。

＜スマート農業技術の例＞

- ・センシング技術（水管理、栽培環境管理、ウェアラブル）



- ・ドローン（センシング、散布）



- ・ドローン（自動航行）

- ・自動操舵、自動走行技術



4 Gレベル等の電波を要する

-携帯電話ネットワークや独自のネットワーク（LPWA、BWA、Wi-Fi）を利用し、データを通信

LPWA:低速だが、省電力性や広域性を持つ。
BWA:高速・大容量の通信が可能。通信距離や省電力性はLPWAより小さい。
Wi-Fi Halow: Wi-Fiの新規格。LPWAに比べ、伝送距離は短いが高速。



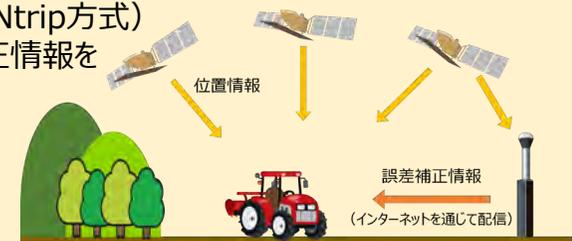
携帯電話基地局の中に設置した無線基地局（LPWA）

RTK-GNSS基準局等を要する

-位置情報を補正し自動操舵等の走行誤差2-3cmに抑制

RTK-GNSS基準局（Ntrip方式）

:基準局で生成した補正情報をインターネットを通じて、配信。



スマート農業技術の活用に適した情報通信環境に関わる相談も農政局等までお寄せください。

今後のスケジュールについて

- 融資等の支援を農業者や事業者に速やかに届けるため、**令和6年10月1日の法律の施行**を予定。
- 計画制度の運用に必要な基本方針について、現場への説明会を通じて、農業者や関係団体、事業者、地方公共団体など幅広い関係者の意見を伺いながら、その内容の検討を進める。

令和6年6月

① 法律 公布 (6/21)

- ・基本方針の審議会への諮問
- ・基本方針パブコメ
- ・審議会の答申

【説明会 (7月~9月)】

- ・改正基本法+関連3法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 ブロック別説明会
- ・スマート農業法 都道府県別説明会

10月~

② 法律 施行 (10/1)

③ 国の基本方針 公表

施行令・施行規則・事務取扱要領・申請書様式等も併せて公表

生産方式革新実施計画
認定受付開始

(計画認定)

開発供給実施計画
認定受付開始

(計画認定)

Q 1. いつまでにどこに申請すればよいでしょうか。

- ⇒ 申請期限はございません。申請受付開始は法律の施行予定日と同日の10月1日を予定しています。
申請をご検討の際には、十分な余裕をもって事前に最寄りの地方農政局等までご相談願います。
(なお、開発供給実施計画の申請を検討されている場合は、本省農林水産技術会議事務局研究推進課に直接ご相談いただいても構いません。)

Q 2. 計画に取り組む際に、補助事業を活用できますか。

- ⇒ 本法において、「国は生産方式革新事業活動及び開発供給事業に取り組むものへ集中的かつ効果的に支援を行うよう努めること」と規定しています。
予算措置については、令和7年度の予算要求に向けて検討中ではありますが、当該規定に基づき必要な予算を要求することを検討しています。

Q 3. 計画の申請は義務ですか。

- ⇒ 義務ではありません。
スマート農業技術の開発供給を検討している事業者や、スマート農業技術の活用を検討している産地の皆様から、取組計画を申請いただくものです。

Q 4. 計画申請書の○○の項目について、どのように記載すればよいでしょうか。

- ⇒ 現在、本法の施行に向けて、申請書の記載例や申請の手引きを整理中です。申請に向けてご不明点がございましたら、本日説明会に出席している農水省担当者や最寄りの地方農政局までご相談願います。

Q 5. スマート農業技術を導入したいが、どのような機械やソフトウェアがあるのか紹介してほしい。

- ⇒ 農研機構では、令和元年度から令和3年度に実施したスマート農業実証プロジェクトの成果を踏まえ、「スマ農成果ポータル」において、経営分析の結果や各種のスマート農機についての効果や留意点などを総合的に紹介していますので、導入の検討の参考に活用ください。

スマ農成果ポータル

QRコード↓



Q 6. 個人の農業者も申請できますか。

⇒ 申請可能です。その際、スマート農業技術の活用にあつた費用に比べ、その活用による農作業の効率化等の効果が十分に得られる規模で生産方式革新事業活動に取り組むことに留意ください。

費用対効果が得られないことが見込まれる際は、サービス事業者を活用してスマート農機のレンタルや農作業の委託を行うことや複数の農業者によるスマート農機の共同利用などを検討ください。

Q 7. 既にスマート農業技術を活用している場合は申請できますか。

⇒ 既にスマート農業技術を活用している場合でも、当該技術に合わせた生産の方式を新たに実施する場合や、当該生産の方式に取り組む面積を拡大する場合は、計画の対象となります。

Q 8. 例示されている生産方式以外は対象外でしょうか。

⇒ 本日説明した生産方式は一例であり、この例示に限定されず、認定の対象となります。

「新たな生産の方式の導入」の内容が、活用するスマート農業技術の性格や生産する農産物の特性に応じて適切であり、かつ当該スマート農業技術による農作業の効率化等の効果の発揮に寄与することの客観的な因果関係が認められる必要があります。取り組まれる内容が対象になるかどうかなど最寄りの地方農政局までご相談願います。

Q 9. 生産方式革新実施計画の認定を受ける手続にはどのくらいの期間を要するのでしょうか。

⇒ 計画認定申請時点からの審査に要する期間は、原則 1 カ月が目安となります。ただし、取組内容によって審査に1か月以上期間を要する場合もあるため、事前の相談をお願いします。

Q10. ○○の作業の省力化、軽労化のための技術を開発してほしい。

⇒ 本法の施行を契機に設立する協議会では、農業者や農業関係団体、農業支援サービス事業者、スマート農業技術等の開発を行う事業者、研究機関等を対象に参加を募り、スマート農業技術の活用の促進に向けた活動に取り組んでいく予定です。協議会の活動の一つとして、生産現場のニーズや課題の収集やマッチング支援等を実施予定ですので、今後ご案内する協議会への参加も検討ください。

代表的なQ&A③

Q11. 本法の施行により、都道府県・市町村・JAの義務は生じますか。

⇒ 義務はありません。本制度の現場周知や円滑な実施にご協力をお願いいたします。

また、各都道府県・市町村・JAにおいて、地域の農業者の減少に対応する方策の一つとして、スマート農業技術の活用を促進する施策を推進していく中で、本制度の活用や施策との連携を検討いただきたいと思います。

Q12. 都道府県・市町村が本法にどのように関わっていくことを期待しているでしょうか。

⇒ 地方公共団体におかれましては、地域の農業の特性を踏まえつつ、

- ① スマート農業技術に適した品種の開発や栽培体系の確立等の試験研究機関としての役割のほか、
- ② 産地の生産方式等の変革を進めるため、農業者や関係団体を始めとする多様な関係者間の調整を通じたプロジェクトの組成や、
- ③ 栽培技術等に専門的知見を有する普及指導員が、生産方式の変革に取り組む農業者の栽培体系の変更を現場でサポートする役割等を担っていただくことを期待しています。

Q13. JAが本法にどのように関わっていくことを期待しているでしょうか。

⇒ 各地域のJAにおかれましては、

- ①産地の生産方式等の変革を進めるため、農協が生産部会などの農業者グループの取りまとめ役として、農業者を代表して、「生産方式革新実施計画」を作成・申請するなど計画の申請主体としての役割や
- ②スマート農業技術に適した品種・栽培体系への変更に向けた指導
- ③農協自らがスマート農機等のレンタルや農作業の受託等のサービスを提供する場合には、「生産方式革新実施計画」や「開発供給実施計画」に農業者や開発メーカーと一体的に参画するなど計画の実施主体としての役割
- ④スマート農業技術の導入と併せて行う産地としての出荷・販売戦略の高度化等の食品事業者としての役割等を担っていただくことを期待しています。

ご清聴ありがとうございました。

スマート農業技術活用促進法ホームページ

- スマート農業技術活用促進法については、
随時新しい情報をホームページに掲載いたしますので、ご覧ください。

[スマート農業技術活用促進法について：農林水産省 \(maff.go.jp\)](http://maff.go.jp)

